

あつぎシティセールス大使運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市大使等設置規程（平成21年4月1日施行）に基づき、厚木市の魅力や特性を広くPRし、市の知名度の向上やイメージアップを図るための大使の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(大使の名称)

第2条 厚木市の魅力や特性をPRするための厚木市大使の名称は、あつぎシティセールス大使とする。

(職務)

第3条 あつぎシティセールス大使の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 様々な活動を通じて、厚木市の魅力等についてPRを行い、市の知名度の向上とイメージアップを図ること。
- (2) 市主催等の行事や事業に参加し、その内容をPRすること。
- (3) その他シティセールスの推進に関する取組を行うこと。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。